B型を広めるために ~みんなで考え、みんなで創る助け合いのまち~

令和3年9月16日

医療経済研究機構 主席研究員 さわやか福祉財団 エグゼクティブアドバイザー 服部 真治

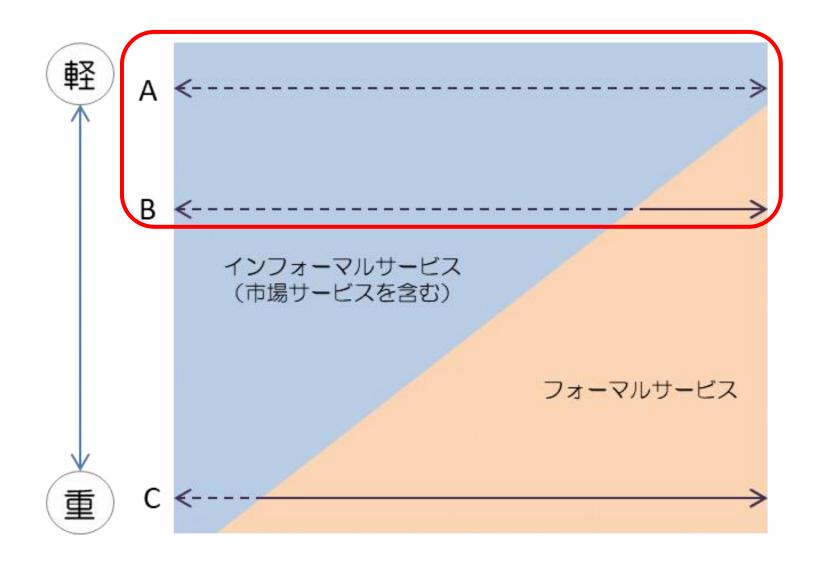


総合事業の創設の経緯

社会保障審議会介護保険部会 「見直しに関する意見(平成16年7月30日)」

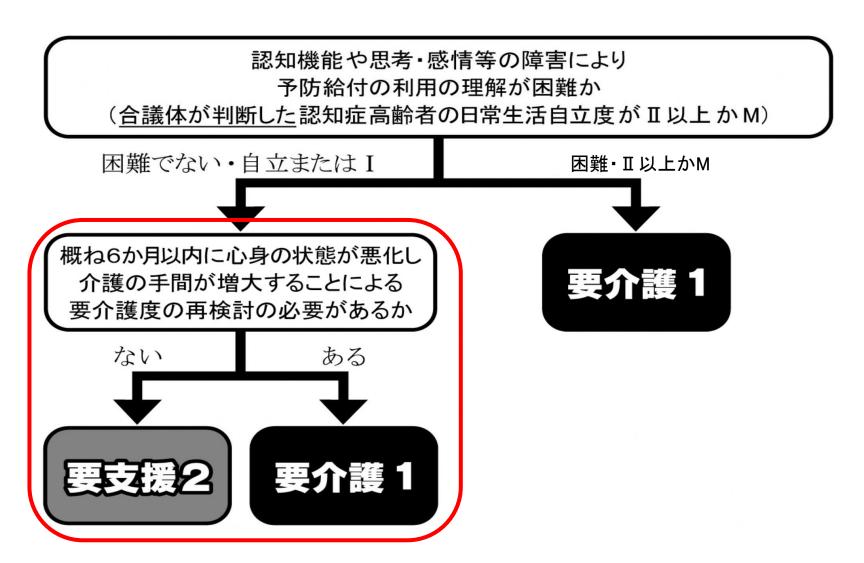
- ・介護保険制度本来の在り方から見れば、軽度者に対するサービスは利用者の要介護度の維持や改善につながることが期待されるが、実態としては、**軽度者の改善率は低く、予防効果を示していない**のではないか
- ・「かわいそうだから**何でもしてあげるのが良い介護**である」と いった考え方が、**かえって本人の能力の実現を妨げ、**いわゆる**廃 用症候群を引き起こしている**
- 「家事代行型の訪問介護サービスを利用し続けることにより、 能力が次第に低下し、家事不能に陥る場合もある」

本人の生活を支えるインフォーマルサービス(市場サービスを含む)の活用



出典:日本社会事業大学専門職大学院客員教授(元・厚生労働事務次官、老健局長)蒲原基道氏 作成資料

要支援2と要介護1の判定(状態の維持・改善可能性に関する審査判定)





出典:厚生労働省「要介護認定介護認定審査会委員テキスト2009」改訂版

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。(介護保険法第115条の46第1項)

総合相談支援業務

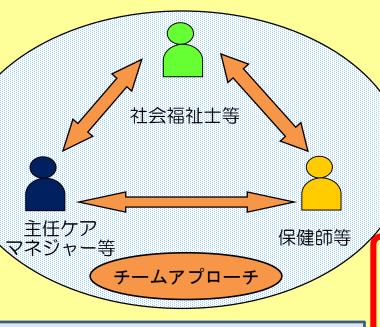
住民の各種相談を幅広く受け付けて、 制度横断的な支援を実施

権利擁護業務

・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

包括的・継続的ケアマ ネジメント支援業務

- 「地域ケア会議」等を通じた自立支 援型ケアマネジメントの支援
- ケアマネジャーへの日常的個別指導44456778788988988988989899
- ・支援困難事例等への指導・助言



全国で5,079か所。 (ブランチ等を含め7,256か所)

※平成30年4月末現在、厚生労働省老健局振興課調べ。 ※倉敷市を除く。 多面的(制度横断的)支援の展開

介護サービス

ボランティア

ヘルスサービス

成年後見制度

地域権利擁護

民生委員

医療サービス

虐待防止

介護相談員

障害サービス相談

生活困窮者自立支援相談

介護離職防止相談

介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)

要支援・要介護状態になる可能性 のある方に対する介護予防ケアプ ランの作成など

社会保障審議会介護保険部会 「見直しに関する意見(平成22年11月30日)」

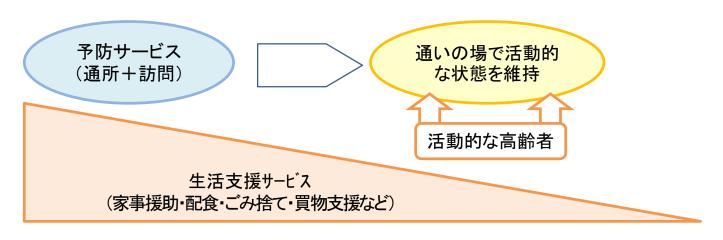
- ・平成 18 年度より、要支援 1、2の要支援者には予防給付が提供されているが、本人の能力をできる限り活用して自立を目指すという制度の 趣旨が必ずしも徹底されていない状況も見られる
- ・単身・高齢者のみの世帯など**地域で孤立するおそれのある高齢者**にとっては、**介護保険サービスのみならず、配食や見守りといった生活支援サービスが必要**である。これらのサービスと介護保険サービスを組み合わせれば自宅で生活を継続することが可能となる。

特に、要支援1、2と非該当を行き来する人については、これらのサービスを切れ目なく提供するという観点から、予防給付と生活支援サービスを一体化し、利用者の視点に立って市町村がサービスをコーディネートすることが効果的なのではないかと考えられる。このため、保険者の判断により、サービスを総合化した介護予防・生活支援サービスを地域支援事業に導入し、配食サービス、在宅の高齢者への特養等の食堂での食事の提供等が効率的に実施されるような仕組みを検討する必要がある。

THEF

予防モデル事業における要支援者等の自立支援の考え方

- 要支援者等に対し、一定期間の予防サービスの介入(通所と訪問を組み合わせて実施)により、元の生活に 戻す(又は可能な限り元の生活に近づける)ことを行い、その後は、徒歩圏内に、運動や食事を楽しむことの できる通いの場を用意して、状態を維持する。
- 活動的な高齢者にサービスの担い手となってもらうなど、地域社会での活躍の機会を増やすことが、長期的な介護予防につながる。



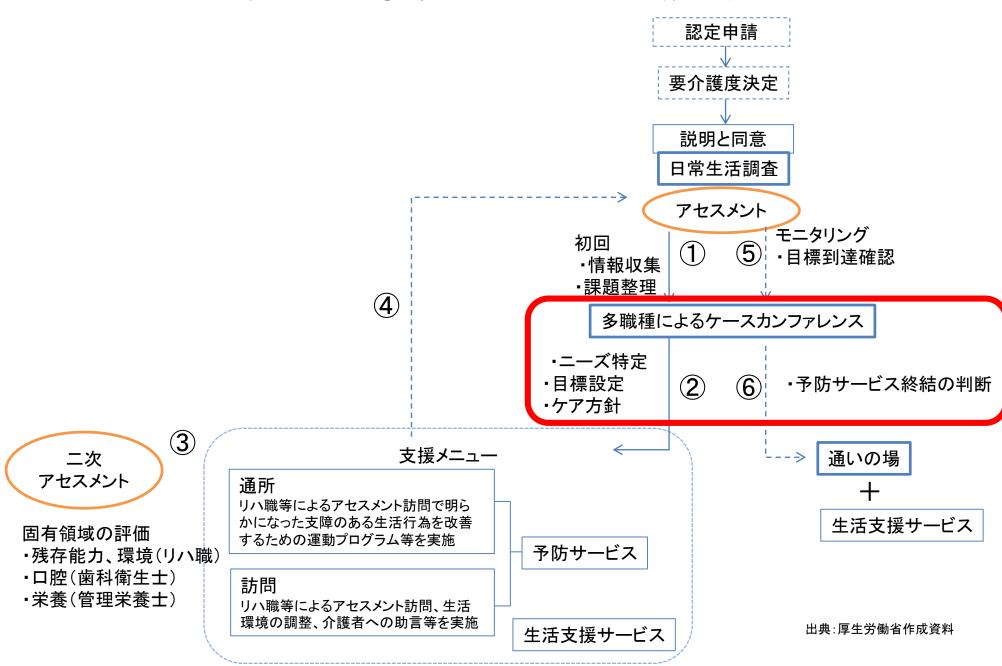
自分で行うことが増えるにつれて、生活支援サービスの量が必要最小限に変化

・通所に消極的な閉じこもりがちの対象者は、当初は訪問で対応しながら、徐々に活動範囲を拡大。(用事を作り外出機会を増やす、興味・関心を高め外出の動機付けを行うなど)



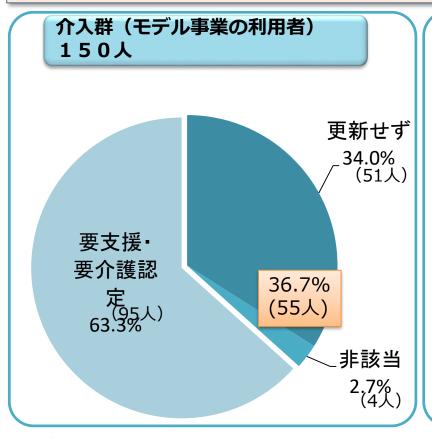
出典:厚生労働省作成資料

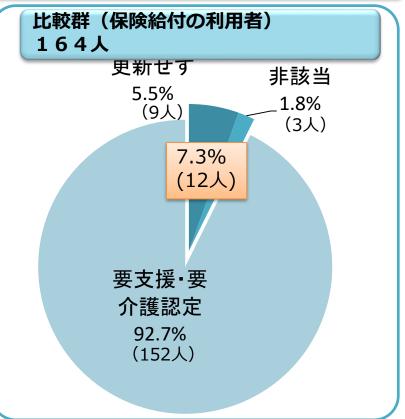
予防モデル事業における自立支援の流れ



予防モデル事業における1年後の利用者の要介護度

1年後の要介護度については、介入群は比較群と比較して、更新申請を行わなかった者や非該当になった者の割合が高かった。





モデル事業を実施する11市区町村において、新規要介護認定を受けた要支援1から要介護2までの高齢者のうち、サービス開始後1年間追跡のできた介入群(150人)と比較群(164人)について、1年後の要介護度を集計。

出典:厚生労働省作成資料



社会保障審議会介護保険部会 「見直しに関する意見(平成25年12月20日)」

・このような生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加促進の必要性に応えるためには、地域支援事業の枠組みの中で介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を発展的に見直し、サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の形式に見直すことが必要である。

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 〇 単身世帯等が増加し、<u>支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援</u>の必要性が増加。<u>ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要</u>。
- 高齢者の介護予防が求められているが、<u>社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防</u>につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

〇二一ズに合った多様なサービス種別 〇住民主体、NPO、民間企業等多様な 主体によるサービス提供

- ・地域サロンの開催
- •見守り、安否確認
- •外出支援
- 買い物、調理、掃除などの家事支援
- 介護者支援 等

生活支援の担い手としての社会参加



高齢者の社会参加

- 〇現役時代の能力を活かした活動
- 〇興味関心がある活動
- ○新たにチャレンジする活動
 - •一般就労、起業
 - •趣味活動
 - ・健康づくり活動、地域活動
 - ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

出典:厚生労働省作成資料

これからの介護予防の具体的アプローチについて

リハ職等を活かした介護予防の機能強化

- 〇 リハ職等が、ケアカンファレンス等に参加することにより、疾病の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通しを立てることが可能となり、要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法を検討しやすくなる。
- リハ職等が、通所と訪問の双方に一貫して集中的に関わることで、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切なアセスメントに基づくADL訓練やIADL訓練を提供することにより、「活動」を高めることができる。
- リハ職等が、住民運営の通いの場において、参加者の状態に応じて、安全な動き方等、適切な助言を行うことにより、生活機能の低下の程度にかかわらず、様々な状態の高齢者の参加が可能となる。

住民運営の通いの場の充実

- 市町村が住民に対し強い動機付けを行い、住民主体の活動的な通いの場を創出する。
- 住民主体の体操教室などの通いの場は、高齢者自身が一定の知識を取得した上で指導役を担うことにより役割や生きがいを認識するとともに、幅広い年齢や状態の高齢者が参加することにより、高齢者同士の助け合いや学びの場として魅力的な場になる。また、参加している高齢者も指導者として通いの場の運営に参加するという動機づけにもつながっていく。
- 市町村の積極的な広報により、生活機能の改善効果が住民に理解され、更に、実際に生活機能の改善した参加者の声が口コミ等により拡がることで、住民主体の通いの場が新たに展開されるようになる。
- このような好循環が生まれると、住民主体の活動的な通いの場が持続的に拡大していく。

高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進

○ 定年後の社会参加を支援する等を通じて、シニア世代に担い手になってもらうことにより、社会的役割や自己実現を果たすことが、介護予防にもつながる。

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 〇予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が<u>地域の実情に応じた取組</u>ができる介護保険制度の<u>地域支援事業</u>へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 〇既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

地域支援事業 予防給付 (全国一律の基準) 既存の訪問介護事業所による身体介護・生 活援助の訪問介護 移行 NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の 訪問介護 生活支援サービス 住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支 援サービス 既存の通所介護事業所による機能訓練等 の通所介護 移行 NPO、民間事業者等によるミニディサービス 通所介護 コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場 リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与 する教室 介護予防・生活支援の充実

専門的なサービスを必要とする人に は専門的サービスの提供 (専門サービスにふさわしい単価)

・多様な担い手による多様なサービス (多様な単価、住民主体による低廉な 単価の設定、単価が低い場合には 利用料も低減)

- 支援する側とされる側という画ー的 な関係性ではなく、サービスを利用 しながら地域とのつながりを維持で きる
- ・能力に応じた柔軟な支援により、 介護サービスからの自立意欲が向上

サービスの充実

・多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保



同時に実現

費用の効率化

- ・住民主体のサービス利用の拡充
- ・認定に至らない 高齢者の増加
- 重度化予防の推進

・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進

- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

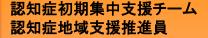
地域包括支援センターの機能強化

- ○高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- ○市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- ○直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を 強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 〇地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- ○地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



在宅医療 · 介護連携

郡市区医師会等との連携により、在宅医療・介護の一体的な 提供体制を構築



早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で 暮らし続けられる支援体制づくりなど、認知症施策を推進

今後充実する業務については地域包括支援センターまたは適切な機関が実施

<例>

- ・基幹的な役割のセンターに 位置づける方法
- ・他の適切な機関に委託して 連携する方法
- ・基幹的な役割のセンターと 機能強化型のセンターで分 担する方法 等



地域包括支援センター

※ 地域の実情を踏まえ、基幹的な役割のセンター(※1)や機能強化型のセンター(※2)を位置づけるなどセンター間の役割分担・連携を強化

包括的支援業務 介護予防ケアマネジメント

従来の業務を評価・改善することにより、地域包括ケアの取組を充実

生活支援コーディネーター

高齢者のニーズとボランティア等の 地域資源とのマッチングにより、多様な主 体による生活支援を充実

地域ケア会議

多職種協働による個別事例の ケアマネジメントの充実と地 域課題の解決による地域包括 ケアシステムの構築

介護予防の推進

多様な通いの場づくりと リハビリ専門職等の適切な関与に より、高齢者が生きがいや役割を もって生活できるよう支援

市町村

運営方針の策定・新総合事業の実施・地域ケア会議の実施等



都道府県

市町村に対する情報提供、助言、支援、バックアップ等

※1 基幹的な役割のセンター

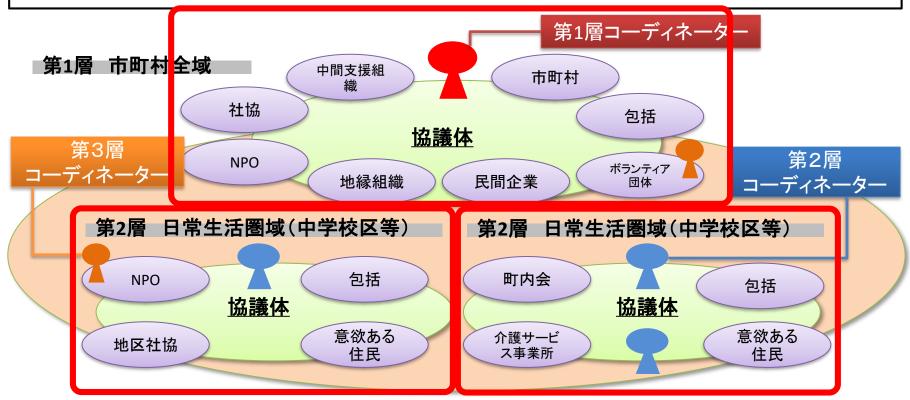
(直営センターで実施も可) たとえば、センター間の 総合調整、他センターの 後方支援、地域ケア推進 会議の開催などを担う

※2 機能強化型のセンター

過去の実績や得意分野を踏まえて機能を強化し、他のセンターの後方支援も担う

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、 例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するよう な方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織 や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- **第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれる**ため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。





出典:厚生労働省作成資料

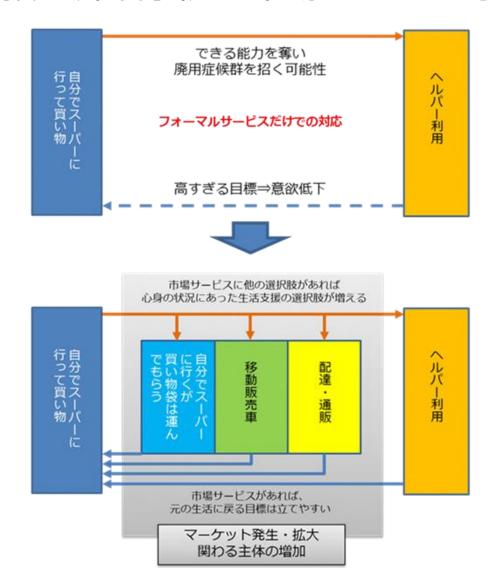
介護予防・生活支援サービスの分類と活用例

サービスの分類	介護予防・生活 支援サービス 事業	一般介護予防 事業	任意事業	市町村実施	民間市場	地域の助け合い	備考
①介護者支援			総合事業の対象外であり、任意事業、市町村の独自事業での実施を想定。 介護者の集い、介護教室等。				
②家事援助	訪問型サービス で実施。NPO・ボ ランティアを主に 活用				支援は任意事業で実 -軽度生活支援は市⊞		
③交流サロン		定期的な利用が可能な形態は総合事業の通所型サービス、その他の地域住民の通いの場は一般に想定。住民、ボランティア等を中心に実施。					
④外出支援	訪問型サービスD で実施。担い手は NPO、ボランティア			左記以外は、市町	Ţ村・民間事業者が独	自に実施	
⑤配食+見守り	その他の生活支 援サービスを活用 可。担い手はNPO、 民間事業者等		左記以外は、任意事業又は市町村・民間事業者が独自に実施				サービス事業では、民間市
⑥見守り·安否 確認	その他の生活支 援サービスを活用。 担い手は住民、ボ ランティア等		t _a				場で提供され ないサービス を提供

- ※1 任意事業は再整理も有り得る。
- ※2 上表中、地縁組織は地区社会福祉協議会、自治会、町内会、地域協議会等を意味する。

出典:厚生労働省作成資料を一部改変

生活支援・介護予防と市場サービス等の役割



出典:令和2年度老人保健健康増進等事業「自治体と民間企業の協働による都市部における地域づくりの展開に向けた調査研究事業」国際長寿センター

コ・プロダクション(協働)

サービスの企画と提供におけるユーザーと事業者・専門職の役割

		サービス企画の責任				
		事業者・専門職が単 独で企画	事業者・専門職とユーザー/コミュニティが共同で企画	サービスの企画に 事業者・専門職が関 与しない		
サービス提供の責任	事業者・専門職が 単独で提供	伝統的な事業者・専 門職によるサービス	ユーザー/コミュニティ が共同で企画し、専 門家が提供	単独のサービス提 供者としての事業 者・専門職		
	事業者・専門職と ユーザー/コミュニ ティが共同で提供	事業者・専門職が企画したサービスを ユーザーと共同で提供	充分な コ・プロダクション	専門性がさほど求められないサービスを事業者・専門職 ユーザー/コミュニティが共同で提供		
	ユーザー/コミュニ ティが単独で提供	事業者・専門職が企画したサービスを ユーザー/コミュニティが提供	共同で企画したサー ビスをユーザー/コミュ ニティが提供	コミュニティが自身で提供		

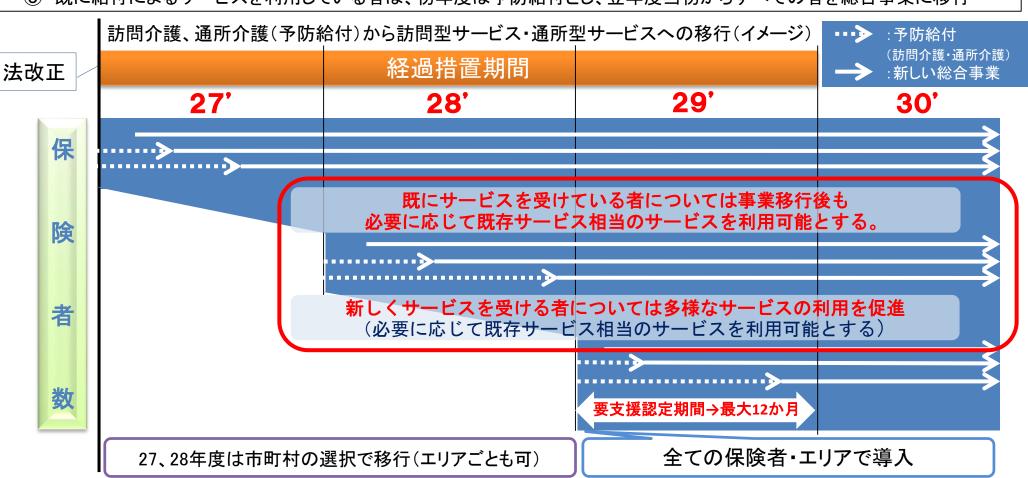


出典: D Boyle, M Harris 「The Challenge of Co-Production」: NESTA,2009 ※服部訳

総合事業への円滑な移行

出典:厚生労働省作成資料

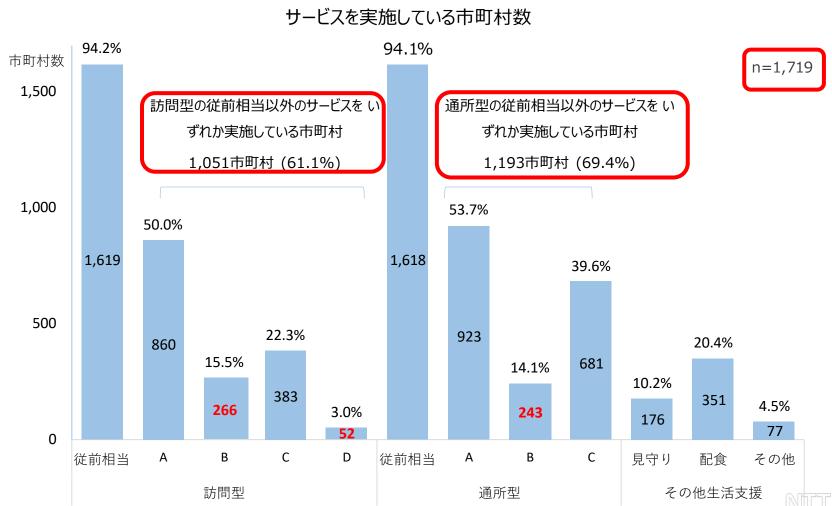
- 〇 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。
 - ※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。
 - <段階的な実施例>
 - ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
 - ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
 - ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



総合事業の実施状況

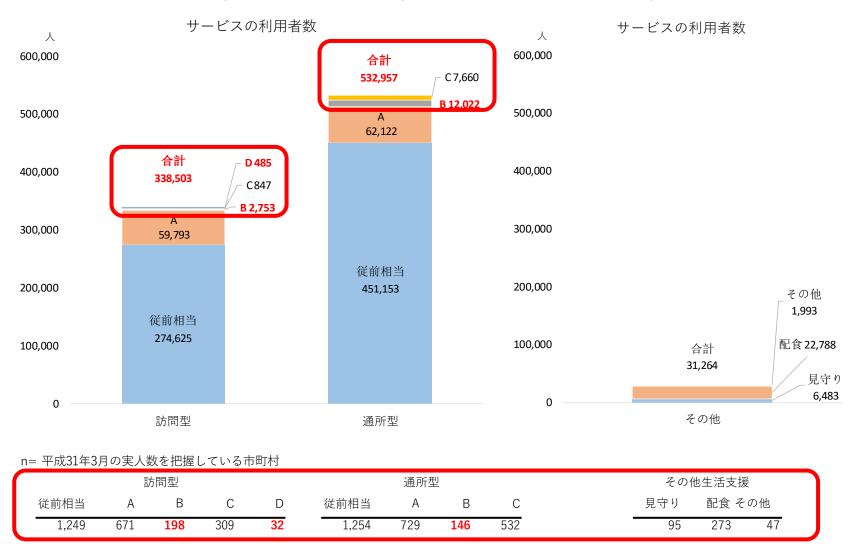
(1) サービスの実施状況

令和元年6月時点で従前相当サービスを実施している市町村は、訪問型で1,619市町村(94.2%)、通所型で1,618市町村(94.1%)である。サービスAを実施している市町村は、訪問型で860市町村(50.0%)、通所型で923市町村(53.7%) である。次いで通所型サービスCを実施している市町村が多く、681市町村(39.6%)である。



(4) サービスの利用者数

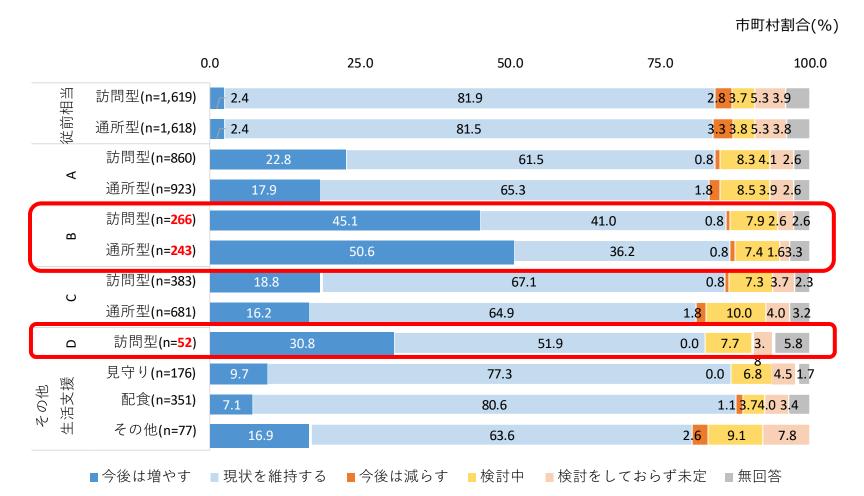
サービスの利用者は、訪問型で338,503人、通所型で532,957人、その他生活支援では31,264人である。



(2) 今後の実施方針

現在サービスを実施している市町村の今後の実施方針を見ると、「今後は増やす」と回答した割合はサービスBが最も多く、訪問型で45.1%、通所型で50.6%である。

今後の実施方針(現在サービスを実施している市町村)

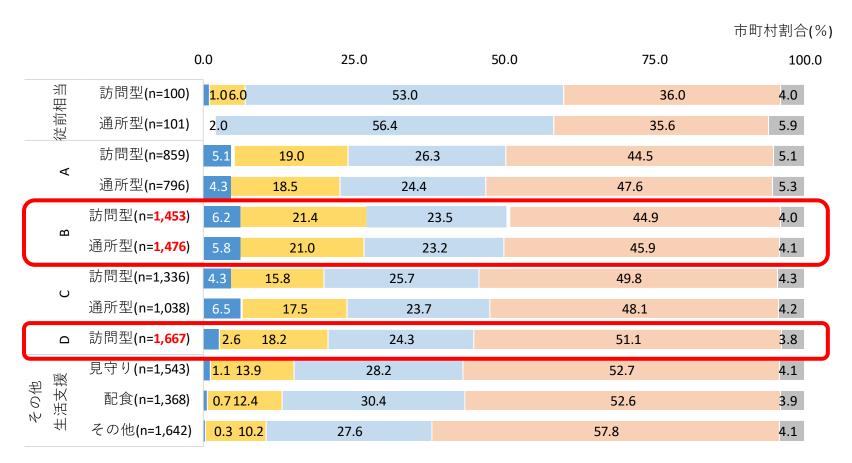


※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

(2) 今後の実施方針

現在サービスを実施していない市町村の今後の実施方針を見ると、従前相当サービスでは「今後は増やす」「検討中」と回答した割合が10%未満であるのに対し、従前相当以外のサービスA~Dでは20%程度である。

今後の実施方針(現在サービスを実施していない市町村)



■今後は増やす ■検討中 ■現状を維持する ■検討をしておらず未定 ■無回答

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

総合事業のB型・D型(住民主体の 支援に対する補助)とは

総合事業の目的

(国) 地域支援事業実施要綱 別記1「総合事業」より

総合事業では、従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護(以下「旧介護予防訪問介護等」という。)により提供されていた専門的なサービスに加え、生活支

援体制整備事業等により<u>住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村の独自施策や市場において民間企業により提供される</u>生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるようにすることが重要であ

る。その際、新たに総合事業によるサービスを利用する要支援者等については、 住民主体の支援等の多様なサービスの利用が可能となるよう体制を整えた上で、 その利用促進を図っていくことが重要である。

要支援者等の能力を最大限いかしつつ、サービスが選択できるようにする新規要支援者は、住民主体の支援等の多様なサービスの利用促進を図っていく



要支援者等とは

介護保険法施行規則

(法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者) 第百四十条の六十二の四 法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令 で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

- 一 居宅要支援被保険者
- 二 厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者(二回以上にわたり当該基準の該当の有無を判断した場合においては、直近の当該基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者)(要介護認定を受けた第一号被保険者においては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間を除く。)

介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)の種類

- (国) 地域支援事業実施要綱 別記1「総合事業」より
- ① 提供方法 以下の形態のいずれかによって提供するものとする。
- (a) 市町村の直接実施
- (b) 市町村が省令第140条の69に定める基準に適合する者に対して委託して実施
- (c) 指定事業者(法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。)による実施
- (d) 補助(助成)の方法による実施 → <u>B型・D型</u>

住民主体の支援に対する補助(B型·D型)とは①

(国) 地域支援事業実施要綱 別記1「総合事業」より

B型は補助事業 (住民が主体)

(d)補助(助成)の方法による実施

地域において活動しているNPO法人やボランティア等に対して、

要支援者等及び継続利用要介護者に対するサービス提供等を条件

として、その立ち上げ経費や活動に要する費用に対して補助(助

成)することにより事業を実施するもの。

B型・D型は要支援者等個人に対するサービスの提供ではなく、 団体に対して補助を行う事業



住民主体の支援に対する補助 (B型·D型)とは②

(国) 地域支援事業実施要綱 別記1「総合事業」より

補助(助成)の方法で事業を実施する場合について、<u>当該補助(助成)の対象経費や額等</u>については、立ち上げ支援や活動場所の借り上げの費用、間接経費(光熱水費、<u>サービスの利用</u> <u>調整等を行う人件費</u>等)等、様々な経費について、<u>市町村がその裁量により対象とする</u> <u>ことを可能とする</u>ほか、住民主体の多様なサービスの展開のため、<u>ボランティア活動に対</u> <u>する奨励金(謝礼金)を補助の対象とすることも可能</u>である。(中略)

運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに<u>年定額での補助を行うことも可能</u>である。

なお、<u>住民主体の自主的な取組や活動を阻害しない</u>よう、実施主体の活動内容については、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業も含めて実施を妨げるものではない。

補助(助成)の対象経費や額等は、市町村がその裁量により対象とすることを可能とする。ただし、住民主体の自主的な取組や活動を阻害しないことが前提。



B型·D型の対象となる活動内容(訪問型)

- (国) 地域支援事業実施要綱 別記1「総合事業はり
- (b) 支援内容

要支援者等の居宅において、<u>介護予防を目的として</u>、主に住民ボランティア等、 住民主体の<u>自主活動として行う生活援助等の多様な支援</u>。

例えば以下のような支援等が考えられる。

介護予防を目的に、「自主活動」として行うもの

(例) 買い物代行、調理、ゴミ出し、電球の交換、布団干し、階段の掃除

老計10号に限定されない

なお、訪問型サービスBの実施に当たっては、<u>多様な高齢者の生活上の困りご</u> とへの支援を柔軟に行うことが重要である。

また、住民相互による支え合いの支援を基本とする観点及び高齢者の社会参加を促進していく観点から、積極的に地域の<u>高齢者自身が支援の担い手として</u>

参加できるような取組を行うことが望ましい。

高齢者が担い手として、 「参加しやすい」もの



B型・D型はいくら補助できるのか①

- (国) 地域支援事業実施要綱 別記1「総合事業」より
- ② 直接実施、委託及び補助(助成)の場合
- ①の指定事業者による実施との整合性の観点から、直接実施における費用の額、委託実施における委託費、補助(助成)実施における補助額は、それぞれの利用者見込み数で除して得た額が、旧介護予防訪問介護等の単価を勘案した額(利用者数に応じて設定する単価にあっては、利用者1人当たりの単価が旧介護予防訪問介護等の単価を勘案した額)となるように設定すること。

補助額は従前相当サービスの単価×利用者数が目安



B型・D型はいくら補助できるのか②

- (国)介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより
- なお、共生社会の観点から、要支援者、チェックリスト該当者以外の高齢者、障害者、 児童等を対象に含めた住民主体による支援を実施する場合、支援の対象の半数以上が要 支援者、チェックリスト該当者であれば、運営費全体を補助することが可能である。また、 半数を下回る場合は、利用者数で按分する等、合理的な方法で総合事業の対象を確定す ることで、その範囲において、運営費補助の対象となること。 → 利用者数での按分も例示

例1:利用者が、要介護者 15 人、障害者 15 人、要支援者等 70 人の場合

→ 運営費全体を補助の対象とすることが可能。

例2:利用者が、要介護者 30 人、障害者 30 人、要支援者等 40 人の場合

→ 運営費全体の 40/100 を補助の対象とすることが可能。

この他、要支援者等の人数に対して補助額を設定する等、市町村における創意工夫が可能である。



創意工夫が可能

B型·D型のケアマネジメント必須問題

介護保険法施行規則

(法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十二の三 法第百十五条の四十五第一項本文の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業(以下「第一号事業」という。)を提供する際には、市町村又は地域包括支援センターが、同号に規定する居宅要支援被保険者等(以下「居宅要支援被保険者等」という。)の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同号二に規定する第一号介護予防支援事業(以下「第一号介護予防支援事業」という。)による援助を行うこと。

事例:八王子市

八王子市の総合事業実施状況 (令和3年7月1日現在)

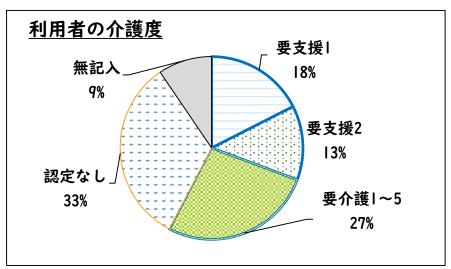
サービス類型	訪問型			通所型	
従来相当	0	開始時期:平成28年3月~	0	開始時期:平成28年3月~	
		事業所数: 108箇所(指定)		事業所数: 5 9 箇所(指定)	
基準緩和(A型)	0	開始時期:平成29年4月~	×	開始時期:未実施	
		事業所数:75箇所(指定)	^	事業所数:-	
住民主体(B型)	0	開始時期:平成29年4月~	×	開始時期:※R3年10月開始予定	
		事業所数:32団体(補助)		事業所数:-	
短期集中(C型)	0	開始時期:平成30年4月~	0	開始時期:令和3年4月~	
		事業所数: 箇所(委託)	O	事業所数: 6箇所(委託)	
移動支援(D型)	×	開始時期:※訪問Bと一体実施	-	開始時期:-	
		事業所数:-		事業所数:-	

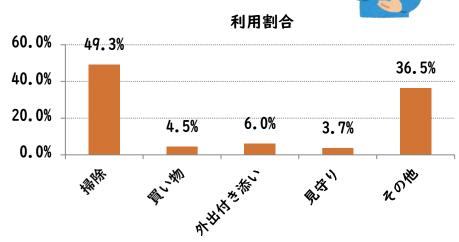
市が地域活動の実態を把握していないことに気づいた!

従来から生活支援を提供している6団体に協力依頼(試行実施)

■期間:平成28年11月~平成29年3月 ■延べ利用者数:137名

期待する支援はすで行われている!(行政が知らないだけでは?)





住民主体による助け合いに参加する理由は? (どんな気持ちで参加している?)

世話になった「地域に恩返しがしたい」から、

誰にでも

自分に「できること」を「できる範囲」で手伝いたい /

無理なく

訪問Bの位置づけを転換

要支援者"も"支えている「今の」助け合い活動がそのまま充実すればいい!?

「訪問B」 を開始する ために必要 な取り組み (行政支援) 現状把握のあと…

行政主導の「サービス提供」 にかかる補助制度(報酬)

既存の助け合いの活動

- = 訪問Bでお願いしたい内容
- → 地域主導の「活動支援」



活動そのものを応援したいから…「制度の柔軟性」と「主体性の尊重」が重要 地域の困りごとを一番よく分かっている「住民のやりたい事をできる」制度に…

(国) 地域支援事業実施要綱 別記 | 「総合事業」より

介護予防・生活支援サービス事業は、…(中略)…一人ひとりの<u>生きがいや自己実現のための</u> <u>取組を支援</u>し…(中略)…専門的なサービスに加え<u>住民等の多様な主体が参画し、多様なサービ</u> <u>スを充実する</u>ことにより…(中略)…<u>地域の支え合いの体制づくりを推進する</u>ことを目的とする。

住民主体による 介護予防・生活支援サービス事業補助金(訪問B)

応募要件 (募集チラシから)

要支援の認定を受けている方を含む 65歳以上の高齢者に対し、訪問による生活支援サービスを提供する団体

- ★ サービス提供を行う住民が<u>5名以上いること</u>。
- ★ 地域住民の自主活動であること。(有償または無償ボランティア)

サービス内容

日常生活において多様な困りごとに対する支援 (自立した在宅生活を支える活動を幅広く対象) 活動支援が目的なので…

決定の主導権は住民側に!

(行政が活動内容を限定しない)

「助け合いコーディネーター」の人件費として…

月上限額 3万円

※賃借料やその他地域課題への対応に関する加算あり



実施要綱のポイント ~内容を決めるのは住民~

(訪問型サービスBの内容)

- 第6条 住民主体サービスで提供される内容は、利用者の居宅において行う掃除、洗濯、買い物、ゴミだし、庭の手入れ等の多様な生活上の困りごとに対する生活援助のほか、~中略~ 多様な生活支援とする。
- 2 提供する生活支援の内容は、<u>市が別に配置する生活支援</u> <u>コーディネーターと連携し、地域課題やニーズを踏まえ、</u> サービス提供団体が決定する。

■活動を主導するのは団体であることを要綱に明記 内容や費用負担を行政が決めるのではなく、その場に適した 活動が可能となる柔軟性を持たせる

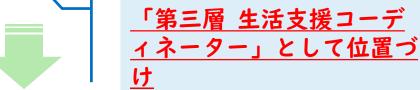
「助け合いコーディネーター」の配置

やること 沢山!

実施要綱より抜粋

(助け合いコーディネーターの配置)

- 第18条 サービス提供団体は、従事者の中から、主に市や地域包括支援センター等の関連機関との連絡 調整を行う者として、助け合いコーディネーターを | 名以上指名する。
- 2 助け合いコーディネーターは、市及び地域包括支援センター等が主催する会議等への参加依頼があった場合、これに協力すること。
- 3 助け合いコーディネーターは、地域課題やニーズの把握に努める。
- 4 助け合いコーディネーターは、市が配置する生活支援コーディネーターに対し、サービス提供団体 の活動 状況や地域課題の共有を目的とした定期的な情報交換を原則月 | 回以上実施すること。
- 5 助け合いコーディネーターは生活支援コーディネーターと連携し、前項で把握及び共有した地域 課題等の解決に向けた取り組みを推進する。



人件費(活動費)を固定費として補助(上限3万円/月)

要支援者への提供件数に関わらず、必要となる人件費の一部を固定費として補助 (通信費、チラシ作成・印刷費等々、これまで自己負担することが多かった費用を想定)

補助金の形態~多様な活動を支援できる補助制度~

補助対象経費			月上限
	基準額	事務作業及び利用者のサービス調整にかかるコーディネート等にかかる人件費(物品購入費、印刷費、交通費、光熱水費、通信費、保険料、賃借料、会場使用料、研修講師等謝礼等実施要綱第2条に定める目的のために行われる多様な生活支援に必要な経費を含む)	3万円/月
加算	活動エリア加算	活動エリアを生活支援の活動範囲を市内全域とする場合に 基準額に準じて加算	万円/月
(A)	地域状況把握加算	地域課題を把握するためのアンケート調査や地域資源調査、 生活支援のニーズ把握等を行う場合に基準額に準じて加算	1万円/月
	賃借料加算	家賃(敷金・礼金含む)、コピー機等の賃借にかかる経費に 応じて加算。	2万円/月
加算 (B)	車両を利用した 生活支援実施加算	車両を活用した生活支援(買物・外出付き添い等)を実施する場合、次の経費に応じて加算 (1)自動車の賃借料(個人所有車両を除く) (2)保険料(個人所有車両にかかる個人名義の自動車保険料を除く) (3)安全運転講習受講にかかる費用	1万円/月
	通いの場加算	実施要綱第3条第3項及び第7条に定める「通いの場」を生活支援と一体的に運営する場合の事務経費に応じて加算。 ただし、「八王子市ふれあい・いきいきサロン支援事業補助金」の交付を受けて活動しているものを除く。	万円/月
	地域課題 チャレンジ加算	上記通いの場の運営のほか、実施要綱第7条に定める多様な 活動を行う場合の事務経費に応じて加算。	1万円/月

<u>「助け合いコーディネー</u> ター」の人件費(固定費)

第三層生活支援コーディネ ーターとして位置づけ

- ・利用者と担い手のマッチング
- ・行政との意見交換への参加
- ・地域への周知活動
- ・活動拡充の検討
- ・補助関連交付事務 など

助け合いコーディネーターの 活動をさらに充実させる支援 ※固定費の加算

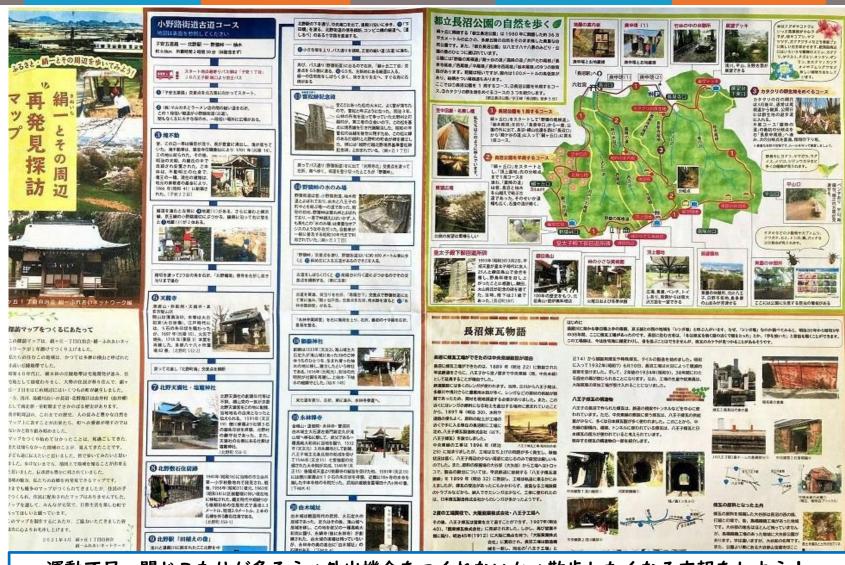
(R3年度新たに改訂)

活動団体のニーズや課題を 踏まえて加算を改定 (R3年度新たに改訂)

チャレンジ加算活用例

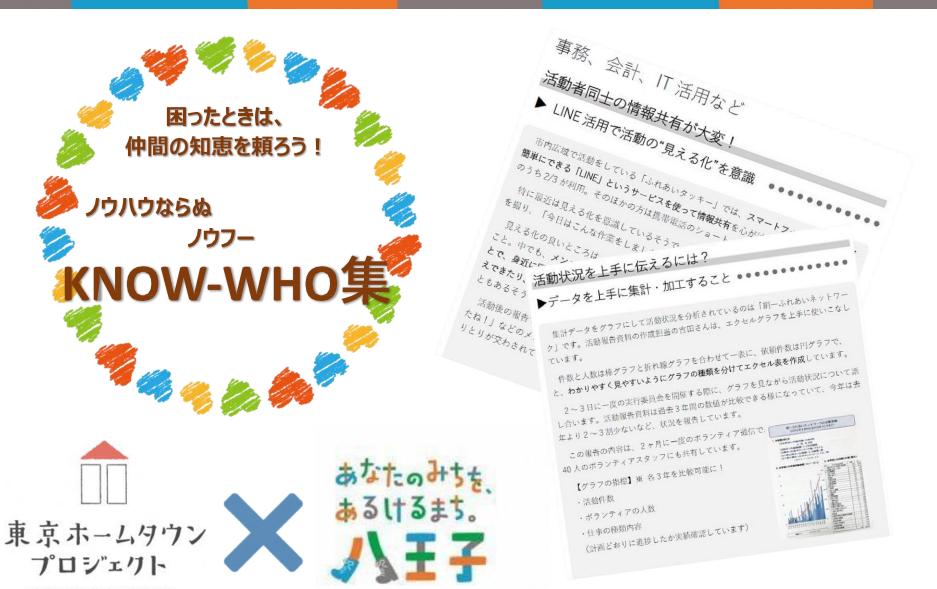
- ・散歩道に休憩ベンチを設置
- ・ 救急医療カードの作成
- 認知症の方の居場所づくり
- ・大学と連携した脳トレ ツールの活用実験 など

※ 加算(A)(B)の合計が、月5万円以内であること…基準額とあわせ月8万円が上限



運動不足・閉じこもりが多そう→外出機会をつくれないか→散歩したくなる広報をしよう!

活動の「KNOW-WHO集」ノウハウならぬ「ノウフー」



そうだ、生活支援コーディネーターを活用しよう

活動が停滞しないよう、補助団体の活動を見守る「伴走者」が必要

柔軟性のある制度を誰が コーディネートする?



,地域課題と活動内容がマッチしていかの確認(軌道修正)

→ 運営に課題が生じた時に相談に乗れる理解者

▲ 活動を充実するきっかけづくり(課題提起、情報提供等)



団体との 意見交換

- ・やりたい事と地域の課題を整理
- ・ 補助制度の主旨 を説明
- ・活動準備… 人材の募集、 広報チラシ作成 など

補助申請 活動開始



- ・補助申請を提出 <u>SCが事前に</u> 内容を確認
- ・地域内への活動 周知(広報等)
- ・活動実績まとめ
- ・研修の受講
- ・運営会議の開催など

継続支援

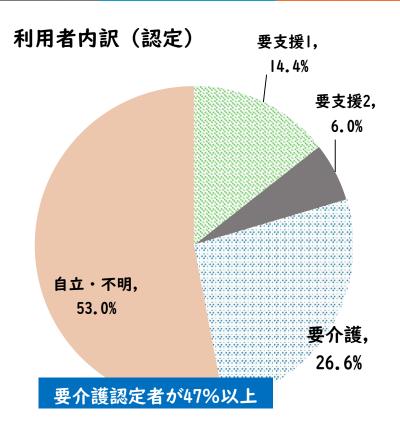
アップ デート

- ·依頼に基づき 活動
- ・活動振り返り
- ·運営課題検討
- ·人材募集
- · <u>S C が運営の</u> 助言(充実)

など

生活支援コーディネーターが地域と制度を"繋ぐ"役割を担う!!

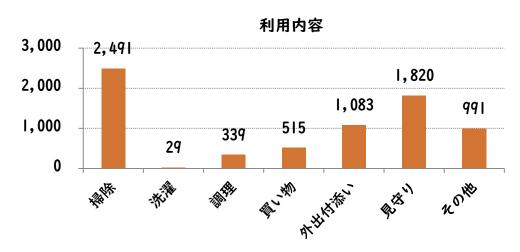
八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービスの実績

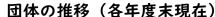


【令和2年度利用実績】

■団体:31団体(年度途中から参画あり)

■延べ利用件数:延べ7,122件







一般介護予防事業の 地域介護予防活動支援事業とは



総合事業の種類

(国) 地域支援事業実施要綱 別記 1 「総合事業」より

総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。)と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う法第115条の45第1項第2号に規定する事業(以下「一般介護予防事業」という。)からなる。



一般介護予防事業

介護保険法より 法第百十五条の四十五 (中略)

二 被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。)

一般介護予防事業(第2号事業)の種類

介護保険法施行規則

(法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業)

第百四十条の六十四 法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る。)
- 二 法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
- イ 特定の被保険者(第一号被保険者に限る。)に対し行われる事業の対象となる者の把握を 行う事業
- ロ 介護予防に関する普及啓発を行う事業
- ハ 介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業 ⇒ 地域介護予防活動支援事業
- 二 介護予防に関する事業に係る評価を行う事業
- ホ 地域における介護予防に関する活動の実施機能を強化するためリハビリテーションに関する専門的知識及び経験を有する者が当該介護予防に関する活動の支援を行う事業
- 三 法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業



「通所型サービスB」と「一般介護予防事業の通いの場」の違い

(国) 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ & A 【 9 月 3 0 日版】より

問6

地域での介護予防に資する住民主体の自主的な活動(体操教室など)については、市町村の判断で、通所型サービス事業か一般介護予防事業かを決めることができるのか。

(答)

- 1 通所型サービスB(住民主体による支援)は、要支援者等を中心に定期的な利用が可能な 形態を想定しており、一般介護予防事業は、地域のリハビリテーション専門職等を活かしつ つ、従来の二次予防事業対象者であっても、介護予防・生活支援サービス事業対象者であっ ても、要支援者であっても、要介護者であっても一緒に参加することのできる住民主体の 介護予防活動を想定している。
- 2 いずれの事業に位置づけるかについては、市町村の判断である。

通所型サービスBは要支援者を中心に定期的な利用が可能なサービス

⇒ 一般的な住民主体の活動は該当しない

事例:川崎市

①地域主体の居場所づくり



住民主体による要支援者等支援事業(一般介護予防事業)

(1)目的

虚弱・要支援・要介護状態になっても通い続けられる地域の居場所づくりを進めている住民団体・NPOを支援することで、地域の高齢者の閉じこもりを予防するとともに、地域住民による見守り・発見のネットワークづくりを支援する。

(2)事業概要

市からの当該事業を受託している住民団体等の活動に要支援高齢者等が参加した場合に、<u>当該団体に対して所</u> **定の単価に基づき委託**料を支払う。

《団体の要件(令和2年度)》

- ① 活動拠点において、週1回以上または月4回以上定期的かつ継続的に活動を行っていること
- ② 1回あたり1時間30分以上の活動を行っていること
- ③ 構成員を除き、市民である高齢者の参加があること
- ④ 活動に必要なスペースを確保した室内で活動を行っていること
- ⑤ 毎回の活動について、参加者数等を記録し管理していること
- ⑥ 構成員だけでなく、地域の要介護者、要支援者及び要支援に相当する虚弱高齢者等の参加が可能な活動であること
- ⑦ 冷暖房設備が完備された活動場所である等、活動の安全性が確保されていること
- ⑧ 活動中に知り得た個人情報について、第三者に流出したり改ざんされないよう情報の保全が行われていること
- 9) 活動中の緊急時の対応策が確保されていること

川崎市住民主体による要支援者等支援事業の対象者

川崎市住民主体による要支援者等支援事業実施要綱より

(事業の対象者)

第7条 本事業の対象者は、次の各号いずれかに該当する者であって、本事業の参加について、本人から同意書(以下、「参加申出書」という。第1号様式)の提出を受けた川崎市の介護保険第1号被保険者とする。

- (1) 要介護認定を受けている者
- (2) 要支援認定を受けている者
- (3) 川崎市総合事業実施要綱第4条第2号に規定する事業対象者の判定を受けている者
- (4) 団体等が参加者に対して、川崎市総合事業実施要綱第4条第2号に規定する基本チェックリストを実施し、質問項目に対する回答の結果が同要綱別添1に掲げるいずれかの基準に該当する者

①地域主体の居場所づくり



(3)単価

1日あたりの 活動時間	単価上限 (拠点確保に費用が発生する又は自宅)	単価上限 (拠点確保に費用が発生しない場合)
3 時間未満	1,500円/件	1,000円/件
3 時間以上	2,000円/件	1,500円/件

(4)事業実績

平成28年度からモデル事業を開始し、平成30年度から事業実施。

令和3年8月時点で9団体が参加している。(令和元年度の延べ参加者数3,328件)

団体の活動支援のため、参加団体による情報交換会を実施。

《参加者数(延べ件数)》

	H30年度	R1年度	R2年度
団体数	4 団体	7団体	9団体
事業費	4,186千円	6,586千円	5,326千円



川崎市住民主体による要支援者等支援事業の単価②

川崎市住民主体による要支援者等支援事業実施業務委託 提案書等作成要領より

前項に規定する支援した対象者について、当該者と協働による<mark>調理や洗濯、入浴に関する自立生活支援を行った場合</mark>について、または、自宅まで付き添い支援を行った場合は支援した対象者1件につき1日あたり2回を限度とし、それぞれの実施に応じて次の単価を上限に加えることができる。提案者は団体等が実施する内容に応じて、それぞれ次の単価上限以内の金額で、見積書に記載すること(単価上限と同額も可)。

なお、いずれか、またはいずれの加算も実施しない場合、実施しない加算は、見積書への記載は不要。

支援内容	単価上限
自立生活支援加算	500 円/件
付き添い支援加算	500 円/回

①地域主体の居場所づくり



NPO法人すずの会

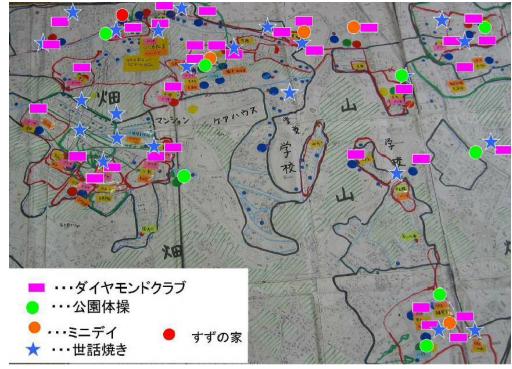
2014年4月「すずの家」オープン 2016年~ 総合事業のモデル事業実施 2018年~ 住民主体による要支援者等支援事業受託



「すずの会」設立19年目の大挑戦!家賃10万円の捻出地域の社会福祉法人・応援団の資金援助が後押し







①地域主体の居場所づくり



Q. なぜ一般介護予防事業に位置付けているのか?

- A. 事業立ち上げに先立って実施したモデル事業では、次のような意見が寄せられました。このような団体からの声を取り入れ、事業として実現するために、あえて一般介護予防事業として位置付けています。
 - ▶ 活動を「サービス」にしたくない
 - ▶ ルールの縛りや手続きが多いと活動の負担になる
 - ▶ 「支援をする人」と「支援を受ける人」を分けたくない
 - ▶ 参加者が要介護になっても関わり続けたい .etc

Q. なぜ委託形式にしているのか?

A. 川崎市では、2001年9月に策定した「川崎市市民活動支援指針 - 市民との協働のまちづくりのために - 」に基づき、市民活動支援の取組を進めています。

指針の中では、パートナーシップの推進の観点から、補助金・助成金より委託方式が望ましいとされていることから、本事業についても委託方式を採用しています。

その際には、事業の公開性・透明性を確保するうえで、プロポーザル方式等の明確な ルール作りが必要となります。)

生活支援体制整備事業を活用した 個別支援



地域支援事業実施要綱 抜粋

- 2 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)
- (3) 実施内容
- (イ) 活動範囲

コーディネートを実施する範囲としては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域(中学校区域等)、サービス提供主体の活動圏域(第3層)があるが、本事業の対象となるのは、以下のa及びbとする。

- a 第1層 市町村区域で、以下の1から5までを中心に行う機能
- b 第2層 日常生活圏域(中学校区域等)で、第1層の機能の下、以下の①から⑥までを行う機能
- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化
- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発(担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能)
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング



地域支援事業実施要綱 抜粋

2 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)

(3) 実施内容

注1 **第3層では**、個々の生活支援等サービスの事業主体において、**利用者と具体的なサービスをマッチングする機能**があるが、これはサービス提供主体が本来的に有している機能であるため、本事業の対象外である。

注2 基本的には第2層は、第1層の一部という関係にあるが、市町村内に日常生活圏域が1つである場合は、第1層と第2層を区別する必要はない。

(ウ) 配置

地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

事例:豐明市

協同組合の力を知る

住民主体の支え合いの仕組みを創出するため、 すでに長年支え合い活動を地域で実践してきた 協同組合3団体と市が協議を重ねる

〇協働で取り組む課題

これまで実践してきた支え合い活動を住民に見える形にし、支え合いに参加する住民の輪を広げていこうと合意



購入品を無料配送・電話注文・くらしたすけあいの会



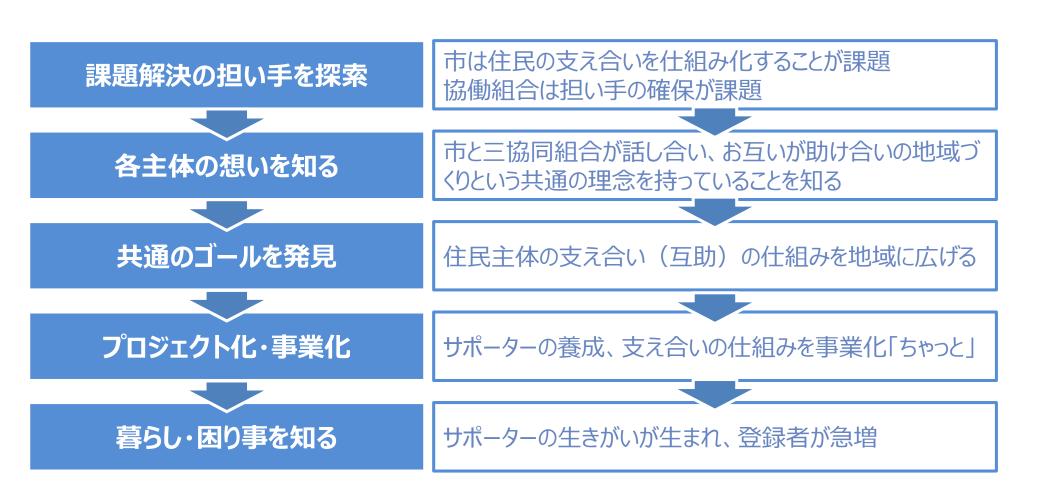
地産地消の食堂・ミニデイ・けやきの会



空き家を改修し、地域の集いの場へ・おたがいさまシート

「おたがいさまセンターちゃっと」の事業創出モデル

豊明市と三つの協働組合が連携し、共通のゴールの下、地域の高齢者の暮らしを支える事業の創出に至った。



住民主体の支え合いのしくみ

豊明市おたがいさまセンター「ちゃっと」開設 (29.11.1)









運営主体

南医療生協組合(事務局) ・コープあいち・JAあいち尾東農協・豊明市(健康長寿課)

事業内容

地域組織と一体となった「おたがいさまの輪」の復活 ちょっとした困りごとを住民が手助けする 「おたがいさま」のコーディネート(30分以内250円)

サポーター登録人数(平成31年4月現在) 211名

活動状況(平成31年4月分)

利用者数 54名(延べ227名) 活動サポーター 73名(延べ237名)

※参考

同月の訪問型従前相当利用者数51名



こんなにあったのか!高齢者の困りごと

おたがいさま活動の例

買い物

付き添い 代行



掃除・洗濯

換気扇、窓ふき 浴槽、トイレ エアコン



ごみ出し

可燃、不燃 資源ごみ 仕分け ごみ出し



食事の準備

下ごしらえ 調理 調理補助



庭・自宅まわり

草とり、水やり 庭木の簡単な枝落とし 観葉植物の株分け、 間引き 家庭菜園の作業補助



その他なんでも

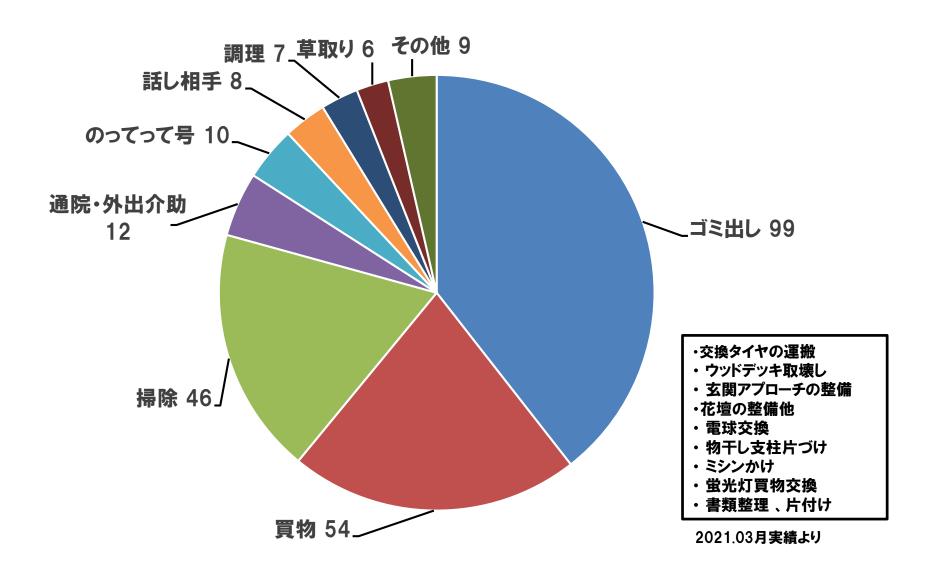
敷物の交換 カーテンの取り付け 物置小屋の簡単な修理 突っ張り棒の取り付け 重い家具・荷物の移動 郵便物の投函代行 振込手続き 郵便物の仕分け 声かけ(服薬等)

外出同行

外出付き添い 通院同行 大学病院受診支援



サポーター活動内容



おたがいさま活動の例(女性)











おたがいさま活動の例(男性)









おたがいさま活動の例(学生)





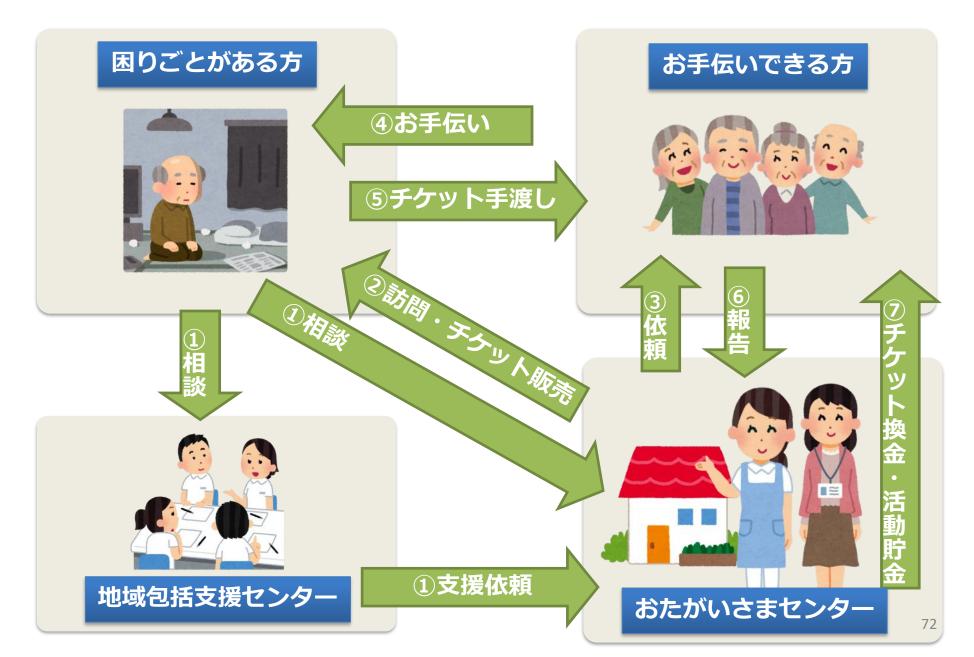




事例紹介

- ①84歳女性。カーテンを洗いたいので取り外し取り付けをしてほしい!その間に窓ふきもお願いしたい。
- ②89歳の男性(要介護2)。圧迫骨折で入院。退院後、毎朝の服薬の声掛け、ゴミ出し、買物を頼みたいとケアマネからの依頼。
- ③78歳(腎臓がん、脊柱管狭窄症)と71歳(脳梗塞、左半身麻痺車いす生活)の高齢者世帯。介護認定有。たまには温かい食事が食べたい(包括支援センターからの依頼)。
- ④要介護3の夫と圧迫骨折で重い物が持てない妻との高齢者世帯。可燃、粗大ゴミ出しと草取りをしてほしい。

豊明市おたがいさまセンター「ちゃっと」のしくみ



豊明市おたがいさまセンター「ちゃっと」のしくみ

Oチケット (利用料金)

活動時間は30分単位

- 30分以内はチケット1枚(250円)
- 1時間はチケット2枚(500円)
- 1時間を超えた時は、30分ごとにチケット1枚

O換金

活動時間に応じチケット代を換金できる。

〇時間貯金

活動した時間を貯金し、将来自分が困った時に貯めた時間分を生活サポート事業に活用できる。

時間貯金は換金することもできる。

事故があった時の対応

愛知県社会福祉協議会の福祉ふれあい総合補償(在宅福祉総合 保険)に加入

<傷害補償>サポーター様が次の様な状態になった場合

傷害死亡・後遺障害保険金額	2 9 5 万円
傷害入院保険金日額	2,800円
傷害通院保険金日額	1,300円

<賠償責任保険>利用者様にケガをさせてしまった場合

身体障害	1名	5,000万円	
	1事故	1億5,000万円	
財物損壊	1事故	500万円	

1 事業の目的

日常生活上の支援が必要な住民が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために住民主体の生活サポート体制を構築し、もって介護保険法第115条の45に規定する生活支援体制整備事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 事業名

地域生活支援体制整備事業委託

3 事業の実施期間令和3年4月1日から令和4年3月31日

※受託者は南医療生活協同組合

4 業務内容

- (1) 生活サポート事業の周知活動
 - ・広報周知活動(啓発チラシの製作、説明会の開催等)
- (2) 生活サポーターの発掘および養成
 - ・生活支援ニーズの把握
 - ・ニーズに対応できる生活サポーターの発掘
 - ・生活サポーター養成講座の実施
- (3) 生活サポート事業の管理業務
 - ・利用会員、生活サポーターの登録
 - ・利用に関する相談の対応
 - ・利用者と生活サポーターのコーディネート
 - ・利用チケットの管理
 - ・利用者とサポーター間の利用チケットの交換業務
 - ※利用料(30分250円)は、サポーターの実費弁償として利用チケットを通じて全額実費弁償とし相殺するものとする。



- 4 業務内容
 - (4) 関係機関および地域との連携
 - ・関係者会議の開催
 - ・地区組織との連携体制整備
 - ・認知症地域支援推進員と連携した「チームオレンジちゃっと」の展開
- (5)上記業務を履行するための専任の職員を1名以上雇用し、**第2層生活支援 コーディネーターとして配置**する。

※生活支援の内容などは仕様書に定められていない

5 コーディネーター

- (1) コーディネーターは、市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域の関係者の 調整を適切に行うことが可能なものとする。
 - (2) コーディネーターは、国や都道府県が指定する研修を受講すること

6 受託者の責務

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、適切な知識と経験を有するものを配置し、 市と密接な連携を図りながら事業を履行すること。
- (2) 受託者は、豊明市個人情報保護条例を遵守すること。また業務終了後も、個人情報その他業務上知りえた内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

7 その他の業務

- (1)年間事業計画、年間活動報告に関する業務
- (2) 地域包括ケア連絡協議会等での報告、説明等の業務
- (3) その他、事業を適正に運営するために必要な業務

8 実績報告

受託者は、市の定める様式により、月ごとの活動内容を翌月の15日までに市に報告すること。

